

【 検査 】

676 超音波検査（ドプラ法）（末梢血管血行動態検査）の算定（下肢静脈血栓症等）について

《令和7年9月30日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD215「4」イ超音波検査（ドプラ法（1日につき））（末梢血管血行動態検査）の算定は、原則として認められる。

- (1) 下肢静脈血栓症
- (2) 透析シャント狭窄・閉塞

○ 取扱いを作成した根拠等

D215「4」イ超音波検査（ドプラ法（1日につき））（末梢血管血行動態検査）は、厚生労働省通知^{*}に「慢性動脈閉塞症の診断及び病態把握のために行った場合に算定する。」旨示されているが、末梢血管の血行動態をみる検査であり、上記傷病名に有用と考えられる。

以上のことから、上記傷病名に対するD215「4」イ超音波検査（ドプラ法（1日につき））（末梢血管血行動態検査）の算定は、原則として認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について